

1. 基本構成

1. 外来処置関連 一式

1-1 紫外線治療器	1台
1-2 尿流量測定装置	1台
1-3 冷却療法装置	1台

2. 基本仕様

(性能・機能に関する要件)

1. 外来処置関連 一式は、以下の要件を満たすこと。

1-1. 紫外線治療器は、以下の要件を満たすこと。

1-1-1. 外径寸法は、幅800mm×奥行1,050mm×高さ2,000mm以内であること。

1-1-2. 電源は、AC100V、50/60Hzで消費電力は、550VA以下であること。

1-1-3. 重量は、100kg以下であること。

1-1-4. 距離センサと照度センサにより適切な照射時間を自動計算する機能を有すること。

1-1-5. 照射量(J/cm²)は、本体ボタン操作にて調節が可能であること。

1-1-6. ハンドルを握ることでロックが解除され、ランプハウス位置を上下方向に調整が可能であること。

1-1-7. ナローバンドUVB 20Wランプを14本以上有すること。

1-1-8. 高齢な患者に対しても安全な治療が可能なよう寝型タイプであること。

1-1-9. 移動が可能なようキャスターを有すること。また、キャスターの方向を固定することで、横移動の固定が可能であること。

1-2. 尿流量測定装置は、以下の要件を満たすこと。

1-2-1. 外径寸法は、幅550mm×奥行750mm×高さ950mm以内であること。

1-2-2. 消費電力は、最大1,500W以内であること。

- 1-2-3. 尿流量測定装置と便器が一体であること。
- 1-2-4. 便座と水洗式の便器を備えていること。
- 1-2-5. 尿量、平均尿流率、最大尿流率、排尿時間、尿流時間、最大尿流率到達時間、ためらい時間、着座検知時間の測定が可能であること。
- 1-2-6. 尿量測定範囲は、0～800mLの範囲以上であること。
- 1-2-7. 尿流率測定範囲は、0～50mL/secの範囲以上であること。
- 1-2-8. 測定開始、測定中、測定終了等を表示する画面を有すること。
- 1-2-9. 測定開始、測定終了を音声で知らせる機能を有し、音量調節が可能であること。
- 1-2-10. 測定データの自動保存が可能であること。
- 1-2-11. 測定結果は、プリンターで出力可能であること。
- 1-2-12. 停電時においても便器の手動洗浄が可能であること。
- 1-2-13. 当院用意の1次側の給排水設備に接続すること。

1-3. 冷却療法装置は、以下の要件を満たすこと。

- 1-3-1. 外径寸法は、幅300mm×奥行200mm×高さ300mm以内であること。
- 1-3-2. 電源は、AC100-240V、50/60Hzで消費電力は、250W以下であること。
- 1-3-3. 質量は、6kg以下であること。
- 1-3-4. 外傷等によって生じた出欠、腫脹、疼痛の抑制を目的とした寒冷療法に使用が可能であること。
- 1-3-5. 冷却温度は、0～18℃の範囲以上で設定が可能であること。
- 1-3-6. 設定温度は、室温25℃、冷却温度5℃の場合電源を入れてから20分以内で到達が可能であること。
- 1-3-7. 冷却方式は、ペルチェ方式であること。
- 1-3-8. 冷却パッドは、大きさがスモール、ノーマルの2種類から選択可能で、各1セット有するところ。
- 1-3-9. 冷却パッドの装着が簡単に可能なよう、固定カバー膝関節用(小)を1個、固定カバー膝関節用(大)を1個、また固定カバー股関節用を1個、固定カバー足関節用を1個有すること。
- 1-3-10. 冷却パッドの固定カバーは、洗濯が可能とする。

- 1-3-11. 設定時間に到達するとアラームでお知らせすることが可能であること。
- 1-3-12. 使用中にトラブルが起こった場合、本体温度表示部にエラーコードが表示され、アラーム音が鳴ること。

(性能、機能以外の要件)

- 2. 搬入・設置条件及び調整等に関しては、以下の要件を満たすこと。
 - 2-1 機器搬入及び据え付けにあたっては、スケジュール表を事前に提出し、当院担当者に承認を得るものとする。又、別途指示があった場合はその指示に従うこと。
 - 2-2 調達物品の設置にあたっては、当院の設置条件に照らし合わせて、電気（分電盤）容量、建築基準、消防法等関連法規に抵触しないよう予め確認すること。
 - 2-3 落札後、機器設置に際して一次側設備に変更・追加が必要な場合には、必要書類を速やかに提出するとともに、当院担当者、工事監督員、設計監理者及び施工業者との連携を密にし、機器設置（導入）に係わる必要事項について詳細な打ち合わせを行うこと。
 - 2-4 取り付け及び付帯など二次側工事については、落札業者の負担とする。
 - 2-5 入据付に際し、建物等に損害を与えた場合、或いは汚した場合は、速やかに当院担当者に報告し自己の責任において現状復帰、清掃を行いその承諾を得ること。
 - 2-6 搬入、据付、調整、テスト稼働については、診療業務に支障をきたさないよう落札業者が当院担当者と協議の上、その指示を受けること。
 - 2-7 機器搬入にあたっては、その搬入経路の壁・床等必要な個所の養生等を施すこと。又、別途指示のあった場合はその指示に従うこと。
- 3. サービス体制・保守体制に関しては、以下の要件を満たすこと。
 - 3-1 本装置の円滑な運用を実現するための点検、調整および技術的サポートを行える体制を有すること。
 - 3-2 通常使用による故障については、納入後1年間は無償補償に応じること。
 - 3-3 障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有することを証明すること。
 - 3-4 事故・問題が発生した場合は、当院へ速やかに報告し対応すること。
- 4. 導入に伴う稼働準備及び運用・教育体制に関しては、以下の要件を満たすこと。

- 4-1 機器の納品検収後、当院関係職員に対して使用説明及び訓練を実施し、その技術を習得できるよう十分な指導をすること。
- 4-2 機器稼働時に技術者を派遣立会いさせ、機器の稼働性能を確認するとともに病院関係職員の使用操作に対し随時指導することとし、その期間は状況により、当院担当者と協議すること。

5. その他

- 5-1 納入期限内に当院が指定した場所に設置し、安定した稼働が可能であること。
- 5-2 調達物品の規格、寸法等の仕様がわかるものを提出すること。
- 5-3 調達物品の取扱については、当院関係職員に対して十分な説明を行うこと。
- 5-4 日本語の取扱マニュアルを紙媒体または電子媒体にて提出すること。